

# 各務原市子育て世帯訪問支援事業業務委託（単価契約）仕様書

本仕様書は、各務原市（以下「甲」という。）が発注する子育て世帯訪問支援事業業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

## 1 目的

家事、子育て等に不安又は負担を抱える子育て家庭等に対して必要な支援を行い、その家庭環境及び養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

## 2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

## 3 委託業務の内容

(1) 乙は、甲が作成した事業委託通知書に基づき、対象者の家庭に以下の支援を行う訪問支援員を派遣する。

① 家事支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・調理及び食事の支援</li><li>・衣類の洗濯及び補修</li><li>・居宅の清掃及び整理整頓</li><li>・生活必需品の買い物</li><li>・その他日常的な家事に関して特に必要と認められるもの</li></ul>
② 育児支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・授乳・食事の補助</li><li>・おむつ交換・排せつの介助</li><li>・入浴（もく浴）の補助</li><li>・保育所等の送迎</li><li>・その他日常的な育児に関して特に必要と認められるもの</li></ul>
③ 相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談及び助言</li></ul>
④ 情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の母子保健施策及び子育て支援施策等に関する情報提供</li></ul>

(2) 支援は、原則として保護者の在宅時に行う。ただし、やむを得ない場合は、市長が必要性を認め、乙と保護者双方が合意した場合に限り、保護者不在時に支援を行うことができる。

(3) 保育所等の送迎は、徒歩又は公共交通機関により行い、自家用車、バイク、自転車は使用しない。

## 4 対象者

本市に住所を有し、次に掲げられるような状態にある者。

(1) 事業の利用を開始する時点で、生後6月以内の乳児を養育している保護者又は生後1年以内の多胎児を養育している保護者であって、心身の不調等により、その養育を支援することが必要であると認められるもの

(2) その他市長が特に事業の利用が必要であると認める者

5 実施日時

月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する日及び12月29日から1月3日までは除く）の午前10時から午後4時までのうち、訪問支援員を派遣可能な時間。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

6 利用（サービス提供）時間

原則として1日につき2時間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

7 利用（サービス提供）期間

利用開始日から3カ月以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

8 委託する事業者の要件

乙は次に定める要件をすべて満たすこととし、要件を満たさなくなった場合には委託契約を解除する。

(1) 次のいずれかに該当する事業所

ア 介護保険法に基づく訪問介護の指定を受けている事業所

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護の指定を受けている事業所

ウ 児童福祉法に基づく認可外居宅訪問型保育施設の届出をしている事業所

エ 家事や子育てなどに関する支援の実績を有し、支援できる体制が整っている事業所

(2) 次のいずれにも該当しないこと

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定するものが、役員就任や経営関与している団体等

イ 国税、地方税を滞納している団体等

ウ 手形又は銀行取引停止処分がなされている団体等、若しくは支払い停止事由が発生している団体等

エ 差押え、仮差押え又は仮処分を受けている団体等

オ 破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続について申し立てを行っている団体等

カ 専ら宗教活動や政治活動を目的とした団体等

9 訪問支援員の要件

乙は、次の(1)(2)の要件をいずれも満たす訪問支援員を配置すること。

(1) 事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習を受講した者。

(2) 次のいずれにも該当しない者

- (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (イ) 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (ウ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

#### 1.0 対象者の利用料

対象者の利用料は甲が徴収するものとする。

乙は、対象者に対して、いかなる名目でも金銭を要求してはならない。なお、家事支援・育児支援のうち、買い物代行の支援及び保育所等の送迎支援の実施にあたり、その買い物の実費額及び保育所送迎に係る対象者の交通費については、対象者が負担する。

#### 1.1 委託料

委託料は、次のとおりとする。（第2種社会福祉事業のため非課税）

訪問支援費	1時間あたり 3,000円
交通費	1回あたり 1,860円
事務管理費	1回あたり 1,800円

備考 事業が利用されなかった場合であっても、利用日の前営業日の午後5時までに訪問支援員に連絡がなかった場合は、委託料として6,660円を支払うこととする。

#### 1.2 事故発生への対応

- (1) 乙は、本事業に係る保険に加入し、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。
- (2) 支援実施中に事故が発生した場合は、乙は前項に従い必要な措置を講じるとともに遅延なく口頭及び書面により甲に報告しなければならない。
- (3) 甲の故意・重過失である場合以外は、乙がその責任において処理にあたる。

#### 1.3 実施体制

事業実施にあたっては、次のとおりスタッフを配置（専任でなくてもよい）すること。

- (1) 本事業の管理責任者を配置すること。
- (2) 訪問支援員の相談指導体制を確保すること。
- (3) 苦情相談窓口を設置し、責任者及び担当者を配置すること。

#### 1 4 事務実施に関する事項

- (1) 支援の際、訪問支援員は乙が発行する身分証明書を携行し、求められた場合は、必ず提示しなければならない。
- (2) 訪問支援員の急病等により、訪問支援員の派遣が困難な場合は、代替の訪問支援員を派遣するなど、対象者に不利益を生じさせてはならない。
- (3) 業務の遂行にあたって乙の行う本業務以外の業務または事業の宣伝を行い、利用者を誘導してはならない。

#### 1 5 実績報告、委託料請求

乙は、原則本事業の履行した月の翌月10日までに、実績報告と委託料の請求を行うこととする。

#### 1 6 その他

この仕様書の定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、甲と乙が協議のうえ、決定することとする。

#### 1 7 問い合わせ先

各務原市こども家庭センター（こども家庭相談係）

住 所 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69

電話番号 058-383-7203